

2015年10月2日

報道関係各位

ジブラルタ生命保険株式会社

## 「介護保険金割増年金支払特約」の発売開始

～ 介護保険金の年金受取機能を拡充 ～

ジブラルタ生命保険株式会社(代表取締役社長兼CEO 佐藤恵)は、ライフプラン・コンサルタント(営業社員)チャンネルおよび代理店チャンネルを通じて、10月2日(金)より「介護保険金割増年金支払特約」の販売を開始します。

### 1. 開発の背景

当社は2014年4月より、終身保険が備える万一の際の保障に加え、公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合等に、「介護保険金」として保険金額の50%を前払する仕組みを導入した「介護保障付終身保険(低解約返戻金型)」の販売を開始し、被保険者ご本人や、ご家族により大きな安心をご提供してまいりました。

「介護保険金」は、要介護状態該当時の一時金ニーズに対応できるだけでなく、終身年金等の受取を選択することで、要介護期間が長期化する場合の継続的費用に対するニーズにも対応しておりましたが、この度、介護保険金の年金受取機能を拡充し、介護保険金を通常の年金よりも割増された介護終身年金(保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金)で受取ることができる「介護保険金割増年金支払特約」を新たに販売いたします。なお、同特約は、新規のご契約のみならず、既にお引受けしているご契約についても、中途付加することが可能です。

当社は今後も、お客さまにご満足いただけるより質の高い生命保険サービスの提供を目指してまいります。

### 2. 介護保険金割増年金支払特約の特徴

ポイント1	介護保障付終身保険(低解約返戻金型)に付加することができる特約です。 ※既契約への中途付加も可能
ポイント2	2015年10月2日以降、ご契約者が個人の場合は新契約時に自動付加され、その場合の年金種類は「保証金額付介護終身年金」となります。
ポイント3	主契約の支払事由に該当し介護保険金が支払われることとなった場合に、介護保険金にかえて「介護年金」(保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金)としてお受取りいただけます。

※詳細は添付の「介護保険金割増年金支払特約」パンフレットをご確認ください。